

#### IV 地域福祉課の事業概要

地域福祉課は、児童、母子・父子・寡婦、高齢者、障害者（児）等の福祉、及びDV対策等広域的・専門的な事業を担当し、住民に対しより効果的な福祉サービスを推進するため、管内両市及び関係機関と連携を図りながら事業を推進している。

##### 1 福祉関係事業

###### (1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表1 - (1) 民生委員・児童委員配置状況（令和4年3月31日現在）

（単位：人）

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和元年度	596	508	44	552	138	414
令和2年度	596	533	45	578	147	431
令和3年度	596	536	46	582	151	431
市川市	467	419	36	455	118	337
浦安市	129	117	10	127	33	94

###### (2) 児童福祉

精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護している父若しくは母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表1 - (2) 特別児童扶養手当受給状況

（単位：人）

区分 市町村	受給者数	支 給 対 象 障 害 児 数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
令和元年度	657	114	40	206	322	10	0	330	362
令和2年度	647	103	46	216	308	9	0	328	354
令和3年度	627	100	49	246	258	6	0	352	307
市川市	455	71	35	185	184	3	0	259	219
浦安市	172	29	14	61	74	3	0	93	88

（注） 1人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子家庭・父子家庭又は寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸し付けを行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表1－(3)－ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和元年度	－	－	3,000	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和2年度	－	－	2,784	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和3年度	－	－	1,920	－	－	－	－	－	－	－	－	－
市川市	－	－	600	－	－	－	－	－	－	－	－	－
浦安市	－	－	1,320	－	－	－	－	－	－	－	－	－

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表1－(3)－イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和元年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和2年度	－	－	660	－	－	－	－	－	－	－	－	－
令和3年度	－	－	660	－	－	－	－	－	－	－	－	－
市川市	－	－	660	－	－	－	－	－	－	－	－	－
浦安市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

#### (4) 高齢者福祉

百歳者に対する祝品等の贈呈事業や公的年金等を受給していない老人福祉施設入居者に対し法外援護給付金の支給を行っている。

##### ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表 1 - (4) - ア 百歳者

(単位：人)

市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
令和元年度	109	16	93
令和2年度	120	13	107
令和3年度	95	19	76
市川市	79	17	62
浦安市	16	2	14

##### イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で、公的年金などを受給していない人に対し法外援護給付金を支給している。

表 1 - (4) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

年度	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
令和元年度	5	173,900
令和2年度	5	258,500
令和3年度	5	253,800

(5) 障害者福祉

在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者に、市が行う福祉手当の給付に対する補助金の交付や、在宅の重度身体障害児・者の日常生活用具の取付費の補助を行っている。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町村が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表1-(5)-ア 在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当受給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
令和元年度	147	7,313,575	6	237,875
令和2年度	168	8,066,125	7	298,425
令和3年度	161	8,014,225	7	307,075
市川市	73	3,520,550	6	255,175
浦安市	88	4,493,675	1	51,900

イ 重度身体障害児・者日常生活用具取付費補助事業

重度身体障害児・者の日常生活用具の取付に必要な経費を市町村が助成した場合、補助金を交付している。

表1-(5)-イ 重度身体障害者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数 (件)	内 容	補助金 (円)
令和元年度	6	聴覚障害者用情報受信装置、特殊便器、移動・移乗支援用具、移動用リフト	109,350
令和2年度	10	特殊便器、移動・移乗支援用具、移動用リフト、入浴補助用具	148,825
令和3年度	6	移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器	97,292
市川市	2	移動・移乗支援用具、火災警報器	12,250
浦安市	4	特殊便器、移動・移乗支援用具	85,042

ウ 障害者差別相談事業

平成 19 年 7 月に施行された「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、センターに配置している広域専門指導員が障害者に対する差別や合理的配慮の欠如などに関する相談を受け、障害者と相手方との間で公正な立場で調整活動を行い事案の解消に努めるとともに、条例の周知・啓発活動も行っている。

表 1 - (5) -ウ 障害者差別相談状況

(単位：件)

区分 年度	差別等相談 活動件数	差別等相談活動件数の内訳						虐待の相談件数	その他の相談件数	条例周知活動
		電話	来所面接	訪問面接	関係機関連絡・調整	事例検討会・会議	その他			
令和元年度	144	59	7	2	31	34	11	0	149	126
令和2年度	103	58	0	1	38	0	6	0	69	154
令和3年度	111	41	5	4	50	1	10	0	68	178

エ 地域相談員の委嘱

地域の身近な相談窓口として、市町村の身体障害者相談員・知的障害者相談員や条例に規定する各分野に関し優れた見識を有する方を地域相談員として委嘱し、連携を図っている。

表 1 - (5) -エ 地域相談員委嘱状況

(単位：人)

区分 市町村	身体障害者 相談員	知的障害者 相談員	その他 相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和元年度	19	6	8	33	17	16
令和2年度	16	6	8	30	16	14
令和3年度	16	6	9	31	16	15
市川市	12	5	5	22	10	12
浦安市	4	1	4	9	6	3

オ 地域相談員等研修会

地域相談員の資質の向上を図り、もって地域における相談支援体制の充実に資することを目的に、地域相談員等を対象とした研修を実施している。

表 1 - ( 5 ) - オ 地域相談員等研修会

開催年月日	参加者	内容
中止		新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を見送った。

(6) 配偶者暴力相談支援事業

平成16年6月1日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づいて、配偶者暴力相談支援センターに指定され事業を開始した。

配偶者(婚姻関係と同様の事業にある者を含む)や生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く)相手からの暴力を受けた被害者(離婚後も元配偶者から生命又は身体に危害を受けるおそれのある者を含む)からの相談を受け、必要な情報提供・支援を行っている。

表1-(6) 配偶者暴力相談支援状況

(単位:件)

区 分	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数				出張相談件数			
	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分	総数	うちDV	うちストーカー行為等	うち内閣府報告分
令和元年度	182	69	0	56	27	15	0	13	155	54	0	43	-	-	-	-
令和2年度	238	77	0	74	25	14	0	14	212	63	0	60	1	0	0	0
令和3年度	204	84	0	78	29	17	0	16	175	67	0	62	-	-	-	-
区分	書面提出 件数		通報件数		来所相談 証明書 発行件数		交際相手からの暴力 相談件数									
							総数		通報							
令和元年度	0		10		14		1		0							
令和2年度	2		9		15		2		2							
令和3年度	2		4		19		3		0							

※出張相談は、令和2年度から開始された。

(7) 戦傷病者の援護

「戦傷病者特別援護法」に基づき、戦傷病者手帳を交付された戦傷病者に対し、同法第9条に規定された療養の給付等の援護を行う。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳所持者からの請求により、舗装具の給付、医療券の交付及びJR乗車券の引換（変更）証の交付を行っている。

表1－(7)－ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	舗装具の支給	医療券の交付	乗車引換証（変 更）の交付
令和元年度	2	0	0	0
令和2年度	2	0	0	0
令和3年度	2	0	0	0
市川市	1	0	0	0
浦安市	1	0	0	0

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

厚生労働大臣が委嘱した戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員が戦没者の遺族及び戦傷病者の福祉の増進を図るための相談に応じ、援護に必要な指導等を行っている。

表1－(7)－イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

市町村	市川市・浦安市	合計
戦没者遺族相談員	1	1
戦傷病者相談員	1	1



(8) 児童手当事務指導監査

管内の市における児童手当事務について、2年に1回指導監査を行っている。

表1-(8) 児童手当事務指導監査状況

市町村	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市川市	令和2年1月17日	—	令和4年1月25日
浦安市	令和2年2月19日	—	令和4年2月18日

(9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議(部会)

中核地域生活支援センター事業は平成16年10月から開始され、健康福祉センターは、関係機関との連絡調整会議を中核地域生活支援センターと共催している。

表1-(9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開催日	
場所	
内容	
構成員・参加者人数	

※千葉県健康福祉指導課からの通知に基づき、中核地域生活支援センターと協議した結果、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を見送った。